

契約者各位

平成 26 年 3 月吉日

別府市船小路町 4-10  
株式会社別大興産

消費税増税に関するお知らせ

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。  
さて、平成 26 年 4 月 1 日から消費税率が 8%に変更となります。  
つきましては、弊社における消費税の取扱についてご案内申し上げます。  
消費税法改正によるものではございますが、何卒ご理解の程、よろしくお願い申し上げます。

敬具

【対象について】

以下記載の課税対象取引に関し、平成 26 年 4 月分賃料より料金の改定が実施されます。尚、料金改定がなされる契約者様には、別途ご案内をさせて頂いております。

■契約者様（住居）

駐車料金

（例）月額 5,250 円（内消費税 5%）→ 5,400 円（内消費税 8%）

その他課税対象取引（インターネット使用料・駐輪場代等）

※居住用物件における家賃・共益費には消費税はかかりませんので、  
変更はありません。

■契約者様（テナント）

賃料・共益費・駐車料金

その他課税対象取引（看板設置代・アンテナ代等）

■契約者様（駐車場）

駐車料金

その他課税対象取引

以上